

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 1 5 日

公益財団法人柔道整復研修試験財団 御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修の  
申し込み方法の変更について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修の受講手続き等については、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成30年1月16日付保発0116第2号）別紙2の10に規定する研修要綱により取り扱っているところであるが、申し込み方法については、優先度の高さなどを考慮して受講者を決定する仕組みに変更することを検討願いたい。

変更する場合には、貴財団におかれては、申し込まれる方への周知を行っていただくとともに、その取扱いに遺漏のないようご配慮願いたい。

※「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」  
（平成30年1月16日付保発0116第2号）別紙2の10

10 受講手続き等

受講手続き等については、登録研修機関の定める研修要綱に基づき行うこと。

柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修

## 「施術管理者研修」の申し込み方法 変更のお知らせ

利便性の向上を目指し、2020年(令和2年)2月から予約の仕組みを変更します

施術管理者研修の予約申し込み方法を、令和2年2月から変更します(令和2年4月実施分)。

変更点は、現行の「先着順」から、予約申請された方のお申し込みを一旦受け付けた後、優先度の高さなど※を考慮して受講者を決定し、受講のご案内を各申請者に通知する仕組みとなります。

※ 優先度が高い方

- ① 施術管理者研修導入時の特例対象者として、研修修了証の写しを後日提出する旨の確約書を、地方厚生(支)局へ提出し、受領委任の取扱いの登録又は承諾をされている方
- ② 受領委任の取扱いはまだ行っていないが既に保健所に施術所開設届を提出している方
- ③ 既に開業準備を行っている方(不動産の売買又は賃貸、設備・機材購入)

予約のお申し込みはこれまでと同様に、公益財団法人 柔道整復研修試験財団のウェブサイトを通じて行っていただきます。その際、以下の書類(PDF、画像など)が必要となりますので、ご注意ください。

### 予約の申し込みをする際に準備いただく書類 一覧

上記①の方	特例対象者・施術管理研修特例対象者および施術管理者の死亡による登録または承諾の場合	「受領委任の取扱いの登録又は承諾について」の写し (平成22年5月24日付保発0524第2号)別添1別紙及び別添様式第3号
上記②の方	受領委任の取扱いはまだ行っていないが既に保健所に施術所開設届を提出している方	保健所に提出した施術所開設届などの写し
	うち柔道整復師として実務に従事した期間を1年以上有する場合	実務経験期間証明書の写し (平成30年1月16日付保発0116第2号)別紙様式1
上記③の方	既に開業準備(不動産の売買又は賃貸、設備・機材購入)を行っている場合	不動産売買契約書の写し・不動産賃貸契約書の写し及び構造設備や施術に用いる器具および手指などの消毒設備の領収書の写し
	うち柔道整復師として実務に従事した期間を1年以上有する場合	実務経験期間証明書の写し (平成30年1月16日付保発0116第2号)別紙様式1